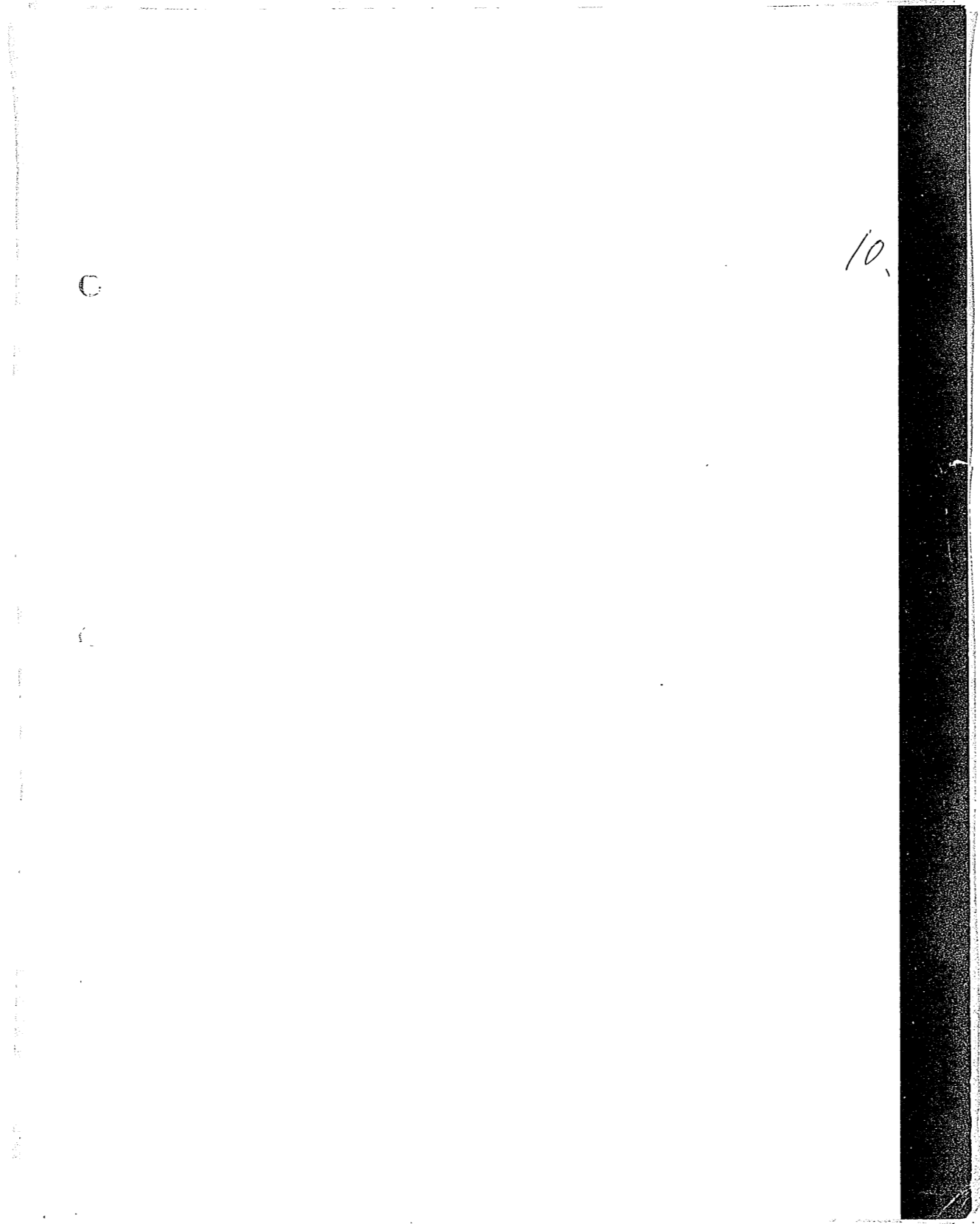


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（プライス報告書を含む）資料関係第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 米国下院軍事委員会分科委員会調査団, 駐留軍労務者, 接收土地建物等借上料評価, 月額借料単価表, 軍用地 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43878



C

10.

伊江島周停陳情書一覽

一 伊江島西謝西崎部落の立退きに関する陳情(一〇六伊江村長外七名)

……何卒西部落民三二戸一〇九人の憐れな現状を御覽察下さり現状維持の不可然伊施設の撤去願ひを茲に吾等連署陳情書として稟申致します

二 伊江村西謝之の立退きに関する善処方要望と報告につて(二一五伊江村長外四名)

立退きにたいし理由

(1) 軍の空した八分三千坪の代替地は農耕不可能である。而も二水は他人の土地であり、地代を払わねばならぬ

村内には他に農耕可能な土地は見当らない

八重山移民にはより了福々の地移住条件を充てられたい

(2) 移動費はセツと移動できる程度で将来の生活の足にはうまい

(3) 前に立退きせられた土地に對しても補償すると約束しなく今日まで何の音沙汰もないので信用がおけなくなった

(4) 軍は補償の具保金を全然示さない

……土地所有者の偽らざる心情を告ぐならば、折角訓練してきた生活環境と祖先伝来の農耕地も放棄してまで、軍の要求にたいする気持は主観をいのであります。軍に協力しなせればならぬ……(略)完全生活保障がなきはらうは立退き専に志せざるまいと自己を無視し、欺瞞した非心痛恨を思いを致すのあります(然し乍ら右に述べたような理由を吾々は死を覚し、立退きにたいしながい旨の回答を致)たのであります

三 伊江村西謝西崎西区における空軍射撃場の使用中止方につて(二三三伊江村議會議長玉崎首松外十五名)

……茲に本議会は連署を以て同使用中止方を陳情致します

四 伊江村西謝西崎西区における射撃場の再度使用通告に対する善処方要望と経過報告につて(二三三西崎西区長)

……(射撃場使用)の中止方を強く懇願するものである

《三月十四日 強制立退始まる》

五 各團空軍射撃場用地接收による住民の生活保障に對する陳情書(三三三伊江村青年會長 山城和弘)

……西區民の完全なる生活保障を陳情する次第であります

六 射撃場接收に伴う立退き家族の居住費及仮舎の建築費助成方につて陳情(四七西崎西區長)

……周停住民が同立退地に移動し本建築を完了するまでの彼の施設として居住費と仮舎の建築費を尤も基準にすし助成下さるべく……

七

空軍射撃場用地接收並に該工事の中止方につて陳情(四九真謝西崎西區長外五名)

《我々の生活は窮乏している……我々は恒久的な生活保障がなされるまでは自分の所有地である耕地に帰り、農耕を続行致したいと思つておりますが、吾々の土地に對して射撃場習並に該工事の施行は即時中止して貰つて、御配慮願ひたく……

八 立退きに伴う諸要求事項の実現方につて(四一九西謝西區民代表者阿波櫻島外八名)

(1) 暫定生活保障費を償還する

(2) 仮住宅及び仮舎建設費を支給する

(3) 代替地を八五〇坪与える

(4) 以上の条件が受け入れられなければ、接收地における軍使
用を中止し、直ちに復旧地を農耕させること。

九 沖青連決議(四三)参考の爲送付された

適心補償をして貰いたい

関係補償規程を制定して貰いたい

一〇 伊江村血闘、西峰両区における漫習場土地接收に伴う要望事項(三二四 梁江軟幸)

望望事項(三二四 梁江軟幸) 参考の爲送付された

伊江島、伊江島に対する措置は補償、適心と欠けている……

……之法院は伊江島の事態が何の悪逆ともめよう充份な対策
を講じて貰いたい……

また、完全補償の原則を忠実に実行して貰いたい

一一 決議事項の完遂方に関する要望(四十四 梁江軟幸)

地主大会決議要地

一二 伊江村血闘、西峰両区に対する救済策について(五四 梁江軟幸)

(1) 地代の差額を政府補償して貰いたい

(2) 開墾地より収入が存するまで生活扶助を続けたい

(3) 荒蕪地解消助成金を交付して貰いたい

(4) 柵外の土地は滑走路を除いて、すべて自由に耕作を許して
貰いたい

(5) 土地取得希望者には雇用代を、概当に銀行から融資を
受け与えるよう配慮願いたい

(6) 十三戸の立派家族が砂室附近に移住できるように許可し
て貰いたい

(7) 家屋建設費を早急に支給して貰いたい

(8) 開墾に必要なる重機と世帯を援助して貰いたい

一三 射撃漫習中止並に土地の返還、家屋等の施設、復旧について の請願書(五二四 血闘、西峰両区長他二名)

(1) 土地を直ちに返し、柵をとり外して貰いたい

(2) 焼いたり、こわしたりした家屋、畜舎、水槽を元通り、元の
位置に建て直して貰いたい

(3) 空弾漫習による損害と金額賠償を貰いたい

(4) 飛行機による空弾漫習を直ちに中止し、人命、安全を
守って貰いたい

一四 伊江島、伊江島の土地取上げを中止し、返還(五一)

沖繩才四回統一(才一)大会)

……わわ水は伊江村血闘、西峰及び伊江島十四万坪の水田
地帯に対する土地のとり上げを直ちに中止し、漫習場を代した
り

伊江村血闘、西峰の形地、柵をとり外して、この形地を農民
に返し、家屋及び農作物の破壊と金額等の負担を野債

するにと約束する

一五 土地接收中止の早期実現方に関する陳情(六一 阿波振 昌鴻)

……土地接收中止方、陳情を政府に提出しましたが、未だに

二の書翰がなされ、わわ水は、茲に誠意を加減意と良識と

以てわわ水の二人、同最大の苦慮を速やかに解決して下さるよう
恒等に行政交渉して貰いたく……

一九五五年三月十一日早より伊江村長への通告文等

次に申す事は村長は迄民に知らして理解せしめて下さい。

合衆國の部隊は平和的友好的部隊であります。

今まで借用していた土地を確保しそして以つて地球南島に適當なる保護保安を与える所は目的が存します。

單の米島の目的は管機が長く御存知の如の五千畝の境界柵を設立する所にあります。

それで此の設立される管機は危険の印が設けられます。そして如何なる人でも接近した場合は警告するように致します。

左記の事項は村長さんか即刻村民に通告されそして其地に誤解の無き様充分なる配慮を乞うのであります。

第一項

村長は蓋然村民にアメリカ合衆國軍に對して敵対行為と見られるやうな非友好的行動をなさぬよう警告して下さい。

第二項

村長は対民に此の上等を加越していよう警告しそして村民に設置されるつあるところの備置器具の他の合衆國軍の財産に手をふれない様をれを移動しない様或は破壊しないようを警告して下さい。

第三項

村長さんは村民に誰でも此の二事に加越する人は即刻に逮捕されしめて抑制に送られて送還を受けると云う事を伝えて下さい。

第四項

村長さんはいんる事故からさけるに設備の策は合衆國軍が工事している現場並に監視している所から離れておることであると通告して下さい。

第五項

村長さんは別の期を指定を持って来た合衆國の軍に叩かすよう任民に通告して下さい。

第六項

村長さんは五千畝危険地域に居住する所の家族は移動されると伝えない。

危険地域から移ると云う事は其の居住民の自身の保護

であります。本人達としては何れも従前如く五千畝を危険地域から十五家族及び十五家が平和的に移動するよう以前に通知した件を住民達が選擇するでしようかと云う事です。

若しも實際の住民が心から平和的に移動するとすれば合衆國軍は従前に於いて管機に拘束した地の標物を与える準備はしておりそしてそれを与えるのであります。

合衆國軍は移動しなければならぬ十五家族及び十五家族一九五五年三月十四日附日此家屋其の地理上物件の補償を支持しよう用意がなされていきます。

若しも住民が平和的な移動計画を支持するとすれば左記の如き空軍の援助がなされると住民に伝えて下さい。住民は五千畝を確保以外の空軍の援助として借用している土地を与える。

空軍は此の補償として身元を所を農作地化するよう管機を以つて援助する。

空軍は五千畝を地理以外の借用型を郡管地帯として与う。空軍は遷送の便宜を許して住民が移動地へ移る所の凡ゆる財産並に所有物を援助遷送する援助を与う。

空軍は余剰材料を与えて移住の便宜を許す空軍は住民の水道設備の用を移すよう最少限を自費のシステムを与う。住民は継続して五千畝内での農地を開設し終了後十ヶ月間最少限二週間一日耕す事が出来る。然し乍ら開設し完了後其の危険内に入る所の許可証が必要とする。今まで申し上げた事は管機として非常な重要なるものであります。

此の次にこの方が申し上げた所のものは蓋し平和的な住民が移動計画を変更んとする場合は情を云う事か起るかという事です。村長さんは住民に若しも彼等が別の期を平和的な移住計画を受けないとしても彼等はごうしても移住せられると云う事を伝えて下さい。若しも住民が平和的な移動計画を受けないとする場合は先ず管機協議し約束した空軍の二つの条件は与えられなければならないのであります。

其して任民として彼等の地上物件の補償しか与えられないてありませう。若しも任民が平和的な移動計画を受けなとする場合は五千畝地域内の幾処を辨ずれば家は焼る爲に人の家を焼くは禁じられます。其して任民は五千畝地域内の凡ゆる農産物を失うようになりませう。私産は大城村長さんが任民に斯の如き平和的な移動計画を受理するよう勧告することを催促します。

若しも彼等が平和的な移動計画の運をことばるとするならば彼等自身に害を与え次出の小必要困難をもたらすようになるのでありませう。村長さんは斯くの如き重要事項を任民並に任民代表の關係者に充分に納得が行くよう促して下さることを進行に催促する次第であります。村長さんは任民に此の件の眞實さを認識させることを奨励します。そして各家族に如何にするかと云う決定をさせるようになります。此の移住の件に興味のない人は此れに干渉するとか移住しなればならぬ人に此対して小状な影響を移住しなればならぬ人選に与える事をしない様態とする次第であります。

廻りの備が完成された日此は左記のどちらかの最後の回答を村長さんにして下さい。若しも任民が平和的に移動すると云う事を受理するならば多大なる利を得るでしよう。若しも任民が平和的移動を拒否した場合は多大なる利を失うようになるであります。そのどちらかを選ぶかと云うものは彼等のものであります。村長さんは任民に此の件について決定するに於て此れが最後の機会であると警告をしなければなりません。我々は衷心から此の困難に關連する所の凡ゆる人の利の爲に任民が此の平和的な移動計画を受理される事を望んで居ります。村長さんに調査班が此の地の邊境を完全に測量するようことを促して居る事を伝えませう。そして千里からは凡ゆる必要物件を評價するよう此班に来て居ります。

此の工事に昔様が勝利すると云う事は實際自身の最善の利となるのであります。

今から工事が完了する迄に村長さん實地に、そして又任民に移住に關する小明な点があつたら其れを明確にするような用感がされて居ります。

此の今までの凡ゆる原に就いて説明しました結論としては即

- 1 備は是非共認されること。
- 2 指定された地域内における任民は必ず参加せなければならぬこと。
- 3 そして若しも任民が充分な理解を以つて此の平和的計画を受理した場合は約束された援助並に變りることでありませう。

我々としてしましては今まで村長さんに對して熱々として援助して下さいましたことと致し任民の御協力に對して感謝致します。

フオートバンクナー(油櫃)三月十日 ライカム軍本部では軍隊が伊江島に安全境界線を設ける工事を近く開始する旨本日発表した。この境界線を設置する目的は同島に空襲が爆弾投下演習を行う為に島民に最大限度の安全を保証する為である。

軍当局スボークスマンに依れば「望み」は伊江島以外の地帯を選択する為最大の努力を払って来れども爆弾投下演習地としての条件にふさわしい所は他に何處にもあつた」との事である。更に「今度使用される新式爆撃機によつて行われる爆弾投下演習には住民の安全が最も重視されていて、伊江島が選ばれた大きな理由は同島が全ての必要なる技術的条件に最も適宜な地帯であり且つ他の何處の地帯より少数の住民が移住することになるからである」と指摘している。

尚この地帯は望みのマスタープラン(総合計画)に指定されてゐる所であり、望みは一九五十年以来その地帯の地代を支払つて来てゐるもので現在までは地主等の居住や耕作を無料で許可してゐたものである。この新しい安全境界線を設置するに成つては十五戸の家族の移住と約九千五百カ一の土地の整理を要するのみである。望みは以前この地帯を租用してゐたものであるがこの新しい境界線が必要になつた後はその使用を止めてゐたものである」と。

土師の交渉は一九五四年八月以來琉球政府、民政府、土地管理官及び伊江村当局の署名の間に行われて来てゐたものである。その後伊江村長と伊江村土地委員会は移住計画を提出した。望みはこの計画の履行を諒し、更に地主等に於て種々な利益をも与えることを承諾したのである。

而して望みも提出された計画は(一)地主等は彼等が移住する前に居る所有地の地代を貰ふこと。(二)その以前に居る所有地に施した改良工事の費用は貰ふこと(三)移住地を元の地と同様に又はその他よりもよくする為の援助は望みが与へること。(四)家族や所持品を新しい地帯に移す為の費用も望みが与へられること。(五)新しい住宅敷地を改良する為に

要する望みの必要物資が寄与されること。(六)移住者のために給水の便が与えられること。(七)住宅敷地の地代は望みからして望み原よりつゞきされること。(八)新しい耕作地に作物が出来るまで十ヶ月間一部の旧地に作物を耕作する許可が与えられることである。

この計画は始め村長や伊江島村土地委員会の承諾を受けていたものだが一部の少数の住民はこれを反対し為に他の島民の間にも不審的な空気をかもし上つて来たのである。「望み」はこの計画は誠然に当を得た決定と確信してゐる。且琉球列島を如何なる外敵からでも完全に護ふことを保証する為には此の地帯に於て必要な演習を行うことが必要である」とスボークスマンは語つてゐる。望みは爆弾投下の演習が行はれるこの地帯に垣を設けようとする為

に近くこの地に入境することになつてゐる。

接収の状況

- 一、十三戸の移動家族七十七名並に全耕地を接収された全家族に対し、菅原錦五十四号生活保護法（一九五三年十月五日立法第五十五号）第八條第一項及び第四十條の規定に基き食糧を支給すること。
- 二、五十%以上の土地を接収された全家族に対しては第一項の該当者に対する五十%の分量を支給すること。
- 三、移動家族に対しては飲料水並に使用水に支障をきたさぬ様其の地盤を改良し講ずること。
- 四、移動家族に対する恒久解決が決定される迄の間暴風、暴雨、暴雪に堪え得る家屋を与えること。
- 五、移動者並に全耕地を失つた者に対しては家畜の保護施設と其の飼料購入費を考慮すること。但し五十%以下接収された者に対しても其の事情を勘案して飼料購入費を支給する。
- 六、恒久対策が決定される迄琉球行政府は責任をもつて以上の諸事項を機械的に実施すること。
- 七、米庭屯軍は柵内の耕地から甘蔗、馬鈴薯、野菜類や薪木を公然と取り去つてゐるからこの行為を即時中止させること。
- 八、土曜日、日曜日にかかわらず米兵は柵内の基地周辺において突撃を乱射してゐる為、農作物の収穫が全然不可能ですから即時中止させること。
- 九、放牧場内の山羊を連日に亘つて射殺してゐるのでかかる行為を即時中止させること。
- 十、柵内の墓に対してはその最後の解決を見るまで絶対に損壊しないこと。
- 十一、漁船ぐり舟に向つても射撃し、穴をあけてゐるのでかかる暴挙を中止させること。

一九五五年三月二十三日

伊江村真謝区地主代表 阿波根 昌 鴻

立法院軍用土地特別委員長 大 山 朝 常 殿

十二 柵内から収獲した農作物を本部落の店に持つていつて換制的にビールや酒と交換しているので、このようなことを止めさせること。

畜種別品	目	一頭に付日分の飼料量	金	額	百分の合計金額
いも	一五斤	一斤に付三斗	四五〇		
牛馬	三斤	一斤に付一斗	三〇〇		
塩	〇五斤	一斤に付五斗	二五〇		
いも	二十斤	六〇〇			
豚	三斤	四三〇〇			
塩	一斤	再〇〇			
戸数	紋	重			
水	一三	三〇石			

(飲料水貯蔵用の空ドラム罐三〇個)

一九五五年三月二十四日

立法院軍使用土地特別委員会

大山朝常

行政主席 比嘉秀平 豊

伊江村立退地主に対する臨時措置について

立法院軍使用土地特別委員会では、一九五五年三月二十四日の委員会に於いて、伊江村立退地主に対する臨時措置として、左記の通り実施して頂くよう行政府に勧告することになりましたので、御通知致します。

左の件を至急実現して頂きたい。

一、水の運搬費の支給

二、家畜飼料の支給

三、天幕の貸与延期

四、住居用仮小舎の建設

五、家畜用仮小舎の建設

か、右の件の数量、条件等については、地主の要請通りにして頂きたい。

行政府回答

一、水の運搬費 十三戸で三十石粟といふから、貯水用ドラム罐(一石八)三十箇、運搬用ドラム罐十箇を支給する。運搬費用としては、馬草二百四往復として三石粟から、一台三百円として計九百円支給する。

二 家畜飼料の支給 食料の支給は、壮年(最高標準)をもつて家族員に於いて支給するから事实上、余ることになる。この剰余金を飼料費に当てればよい。なお、柵内の作物も収穫できるようになるから、これでも補える。

三 天幕の貸与期間延期 四月八日まで延期するようにしてある。もしこれ以上必要な場合(延)に延期方を交渉する。

四 住居用仮小舎の建設 奇蹟により解決されると思ふが、若し天幕の延期が不能な場合、政府が責任を帯びて住居用仮小屋を作る。

五 家畜用仮小舎 古資材を使って、村民の協力の下に仮飼育場を作る。これに対しては、現金一月当り五百円の計六千五百円を支給する。

出 席 者 立法院側 大山朝常

大山真志

仰本 爲美

行政府側 比嘉秀平

与儀 豊敏

宮里 勝

新垣土地 係

伊江村真謝区調査報告

- 一 はしがき
- 二 真謝区民の生活状況
- 三 生活保護状況
- 四 代償地について
- 五 結び

一九五五年七月二十一日、立法院伊江島同頭折衝委員(大山、新里、大場

兼次、長總誠員)は、行政主席、副主席、法務局長と會見し、伊江島の五選部落或は生活困難者となつた者に対しては、現在生活保護法による生活扶助が打切られてゐるが、行政府は、保護該当者に対しては当然保護を家施すべきではないか、と變したところ、行政府は、生活保護法の最正度施による保護なら実施してゐる、現在真謝区七八世帯のうち二〇世帯が法の適用を受けてゐると答へ、更に、他の世帯に対しては、代償地について政府案(草案)を受け入れるなら生活保護を開始する用意がある意向を表明した。

立法院折衝委員は、一つには保護の事案を確めるために、一つには土地を失つた者のうち前記二〇世帯以外は生活保護に該当しないか否かを確めるために、更に行政府が生活保護開始の条件としてゐる代償地が受け入れられるものであるかどうかを見るために、是非とも伊江島の実情を調査しなけれ

ばならぬという結論に達した。

伊江島において調査団は、先づ、伊江州駐在の福祉主事高崎喜藏氏より保護の実施状況を聴取し、午後八時、立退十二戸(十三戸のうち、一戸は他部落へ移動)の実情調査に向つた。懸念の生活状況を視察するとき、その重負は、被保護者の生活状況と然らざる者の生活状況との比較におかれた視察が終つた後、調査団は部落事務所において、部落民との懇談會を持つて調査を行つた。

翌二十日は、代償地として提案されてゐる十五坪を視察し、村役所において資料を蒐集した。なお、補完の必要上、帰途北部福祉事務所に立寄り、福祉事務所の保護実施状況を聴取した。

保護の実施状況について述べる前に、真謝区の現状を知ることが重要だと

(一)

思われるので、先づ、これについて述べることにしよう。

二 真謝区民の生活状況

(一) 食生活は、最悪の状態に果てゐる。立退が進行したから四月十三日以後

政府から応急措置として食糧の配給があり、引き続き準備費用による生活保護を受けけることになつたが、二収は四月分まで打ち切りとなり、五月からは全く何卒の補助もなくなつた。住民は、生活保護を打ち切られた後には、柵内の農作物を共同で採り入れ、所有主の如何を問はず、共同で消費してゐた。しかし、七月十八日(月曜日)からは、演習場に立入るには通行証が必要となつたので、柵内の畑に行けず、柵外の農作物のみに依存しなけねばならなくなつた。しかし、今では柵外の作物も全部採り尽して最後の分配が二十日、二十一日の二日分として行われた。収穫したあとには直ちに植付をしてゐるものの、最初の植付が四月であるから、まだ収穫できるものはなく、従つて、食糧に当てられるものは、全くなくなつたといふ状態である。

大豆、落花生、甘藷等が若干(目下調査中)残つてゐるが、これもおと二ヶ月もしなけねば収穫できない。

水は、一時政府の準備費用の補填で運搬して貰つてゐたが、二収も生活保護と同様に打ち切り、現在は、飲料水にも窮してゐる。滑走路の窪みに溜つた水や、填路から流れる水を集水した泥水をドラム缶に入れて、澄まして飲んでゐるが、ミルノのように白く濁つた水は、衛生的にも悪く、腹痛や十三指腸患者が増えている。部落から二〇〇米程西方に海中から水が湧いてゐる場所がある。水に不自由を感じてゐる真謝区の人々は、二収をコンクリートで囲い、旱魃の時は此處から飲料水を補給してゐたが、二収も、米俵が金網を張りめぐらし、歩哨を立て、からは汲みに行けなくなつた。

(三)

④ 住居付衛生射にも悪く、病人が続出している。又台風期を控え、テント

生活では不安である。

テントは、窪地にあるため、雨が降ると水浸しになる。湿気が多く、又

太陽に灼かれて蒸れるようである。老人の中には、卒倒するものがあり、

婦人は、大部分が「のほせ」気味である。一般に身体がだるくなっている

と訴えている。

真謝部落は、海田で空気がよく、生活も裕福であったため、歐前戦後を

通じて病人の少いところだったが、現在は、政府の調査の通り、九八名の

うち五七名の病人を出すほど健康を害していると述べている。

台風期を控え、テントでは不安だということで政府の補助を得たが、政府

からは何ともないので、仕方なく、自らの力で仮小舎を作っている。仮小舎

は、土壁に茅葺の屋根で、漸く風を防ぐといった程度、人家という感じはな

く、普通の農家に見る姿である。

③ 土地接收の児童、生徒に及ぼす影響は大きい。

詳細は、別添資料一を参照して頂きたい。

伊江小学校の調査によると、児童の体位について、注目すべきことが挙

げられている。即ち、他の部落の児童が、四月から六月までの二ヶ月間で

平均〇・二班から〇・八一班も体重が増えているに較べ、真謝区の児童

は、〇・二班も減っていることである。又、弁当持状状況も悪く、持って

来る児童も、芋か素麩程度の食事、おかずを持たぬ者が多いと述べてい

る。おかずは、大方が塩か味噌で、塩もみの野菜は、上の部類だという。

弁当を持参しない者は、欠席、早退が多く、従つて学業成績も低下してい

る。

中学の場合も、略々同様のことがいえるが、小學校に較べ、急に学習態

度が熱心になり、向上を示している模様である。

聖甲地問題に対しては敏感で、作文等においてその影響がよよく現われて

いる。

(三)

三 生活保護状況

(一) 生活扶助

(1) 土地接收により生活困窮者となった者で、生活扶助を受けるようにな

つた者はいない。

現在、真謝区十五戸(四四人)、西崎区三六戸(五五人)が生活扶助を

受けているが、二収は、土地接收前から引き続き保護を受けている者で

あつて、土地接收後あらたに保護該当者となったものではない。

接收前から引き続き保護を受けている真謝区の被保護者の氏名、保護

開始月日、扶助金額は、別添資料二の通りであるが、二収らの者のうち

七世帯は、毎月一日保護を打ち切られた。というのは、二収ら七世帯は、

今回の土地接收に関係しているのであるが、真謝の土地を失つた地主に

対しては、政府の予備費から、通常の扶助額よりも多い扶助金を支給す

ることになったので、二収ら七世帯も二の扶助金を受け、生活保護法に

よる扶助金を支給する必要がなくなつたからである。二収は四月は受取

りよかつた。しかし、政府が、五月一日から真謝区地主全体に対する保

護を打ち切ると、前記七世帯は、福祉事務所からの保護も打ち切られて

上に、予備費による保護も失うことになった。予備費からの保護が打切

られると同様に生活保護法による保護が直ちに両収と二収一は問題はなか

つたが、事務連絡不充分のため、二収ら七世帯は、なんらの保護もな

いまま、に五月の一月間を生活しなければならなくなつた。幸い、前述し

たように立退部落は共同生活によつて相互に扶け合つたから、二収ら七

世帯が飢えることはなかつたが、こうして五五分の保護はついでに行われ

なかつた。六月に入つて申請に基き漸く両収と二収一は問題はない。

このように、立退前からの保護を受けている人も五五分の扶助金は支給

されておらず、その他の立退関係部落に至つては、五月以降全戸ま

で、何卒の保護も受けていないのである。七月に入つてあらたに生活保

護を申請した交等薩寺、島袋ウツの二名についてはその後何ともない。

政府は、代替地を決定し、家屋建築のリストと並べ、生活保護もや

るといつており、西崎は、この勧告に従つてリストを提出したので、近

(四)

保護を開始する模様である。

「生活保護法の厳正実施はしている」と言明しているにもか

かわらず、右に見たように土地接収関係者がな入保護を受けていない

ということは、これらの関係者が保護該当者と看做されないからである

うか、そしてこのことは、行政府が調査の上認定したことなのだろうか

(2) 先づ、政府が調査の上で二枚を認定したか否かについて言うと、政府

は、立退部落の実態調査の際、社会局福祉課から調査費を派遣したが、

二枚は、保護を開始するための調査ではなかつた。保護を実施するため

の調査は、伊江村駐在の福祉主事補によつても、北部福祉事務所自体に

よつても行われなかつた。その理由を聞いてみよう。

伊江村駐在高崎福祉主事補「調査するよう上司から指示はなかつた。

自分としては、福祉課から安次衛生主事補が調査に系たし、又倉種實が果

るといふことも聞いていたので、保護を始めようとして重複してはならぬ

返納するようになつたら困る。実際四月分は返納が二件あつ

た)と思つて眩杖調査を躊躇した。北部福祉事務所には連絡したが、向

うからは何とも指示がなかつた。今まで、どちつかと云えば申請に基づく

調査が争かつたが、この問題は、自分としても積極的は眩杖調査すべき

ものだとは思つている。しかし、上記のような理由と、一つには手不足

で一人で一八九件担当)、書類整理だけでも手一杯で、眩杖調査の余

裕がないので、二枚まで調査できずにいた。

北部福祉事務所長岸本氏「伊江島に対する調査は、本庁の方で総合調

査やつてゐるし、政府の準備費流用による扶助額も、実際は収入の差

定する額よりも多いので、収入は収入で調査をせず、申請のあつた場

合のみ調査をしている。高崎福祉主事補の語では、七八世帯が要保護者

だといふが、二枚は予算にして、七一八世帯ことになる。二枚は現在

の予算の枠では取れないので、別途に予算措置を請ひなければならぬ。

このように、返納か伊江島立退部落の保護を行つていないのは、保護

該当者がいないと判断したからではなくて、保護に先立つ調査そのもの

(五)

すらやつていないからである。いつか調査すれば該当者であるか否かは判

明するであらうが、立法院調査団の観察した限りでは凡そ次第のとおり

結論が生れて来る。

(3) 立退関係部落民の全部(七八世帯)が保護該当者である。ひととなれば

現在保護を受けている世帯と保護を受けていない世帯とは、生活状況にな

人らの差異が見られぬからである。即ち、前述したように、部落全体の

生産は部落全体のために費され、而も、その食糧すらが今日では既に消費

し尽されて部落全体が飢餓に瀕している。このことは、部落民全体を保護

該当者として認定するに充分な理由ではなからうか。

(二) 医療扶助

生活扶助はなされてないが、医療扶助は行われている。二枚は、総合

調査の結果、病人の多いことが判明したので行われようになつた。

立退後今まで医療扶助を受けず医療費の数は、延八名である。そ

の内訳は、別添資料三のとおりである。(資料三と左の数字に相違がある

のは、左の数字が資料三の数字よりもあたらしいからである。)二枚を月

別に見ると左のとおりである。

四月分 二名 一五六〇円

五月分 一名 七七五〇円

六月分 二名 二九四〇円

七月分 七六名 未確定 (総合調査以後)

生活扶助については何らの指示も打まつたが、医療扶助については、

社会局長名で四月九日付で「重用地関係者については、生活保護法によ

る医療扶助の取扱いに準じて処理するよう」指示があつた。

(三) 教育扶助

真謝の教育扶助は、次のように行われている。

二月 一七四円

二月 一七四円

(六)

三月	一七四円
四月	七九円
五月	二九円
六月	三一八円
計	九四八円

なお、学校当局では、この他PTA連合会、教職員会等から寄せられた救済金を以て尽費を支給し、更に次のとおり扶助金を支給している。

立屋家族 一日五月

- 一〇〇%以上接收 “四、
- 五〇%以上接收 “三、
- 五〇%以下接收 “二、

三代替地について

行政府は、代替地を決定して選定計画より入上を提出すれば、生活保護もどという。生活保護をかかる条件にからせること自体が問題であるが、今のことを別として、代替地が果して受け入れられるものであるか否かを見場合、わねねは、次のことに注目しなければならぬ。

(1) 代替地は、墾耕不可能である。

地主の話を縁合すると次のとおりである。「行政府は、十方坪を鋤き起したというが、実際には六方坪しかない。この土地は土が五寸位しかなく飛行場を作る際に表土を取去ったあとの土であるから、農作物を植えてつていゝのでできない赤土であり、二収が底の石塊や表面の石塊とまざり合っている。二収が底の土地も耕作できずとも、生産が少く、収支相償うものではない。地に生活の基礎があつて手の余つていゝ人が墾耕するに格別、二収だけ稼つて生活しようとするものにとつては、この土地はあまりにも荒蕪している。他人の土地を三十年もかかつて改良することには農家でない。」

(七)

四 五 す び

(2) 代替地は、必ずしも眞謝区民のために鋤き起したものである。「更に、政府は、眞謝区民のために鋤き起した、そのうちには墾耕できるところもあるところが、墾耕できるところというのは、眞謝区民のために鋤き起したものではない。二収は、その土地の所有者(例えは、西江上のナチヤカ)が軍に徴入で鋤き起して賣つたものだ。現にその地主達は、既に植付を始めている。政府が墾耕可能たといつていゝ土地は大方そんなものだ。従つて、その他の土地は墾耕できない石塊だらけの土地で、代替地としては受け入れ難いものだ。西崎は代替地を賣つたといふが、二収も自分の所有地を鋤き起して賣つたので、代替地ではない。」

調査団は、代替地を实地に視察したが、尋しく墾耕不可能であるといふ意見に一致した。

伊江村眞謝区を調査した後、調査団は撤収次のような結論に到達した。即ち、行政府は「生活保護法は現に実施してゐる」といつていゝが、調査の結果、二収が必ずしも真正に実施されてゐないことが明らかとなつた。伊江村眞謝区においては、食糧は共同で消費し、既にそのすべてを消費ししてゐる。従つてすべての区民はつて残さぬ食糧はなく、全く飢餓寸前にある。このような状態は、被保護者について、然らざる者についてとも同様であり、その間に何らの差異をみない。以上のような理由から、生活保護法による生活扶助は、眞謝区民全体に適用されてしかるべきものと解する。行政府は、二収に対して永代生活保護を開始してゐないが、わねねは、政府が眞意に調査をなし、眞謝区民の現在の苦境を救うべきであると思料する。飲料水について衛生学的見地から早急になんらかの対策を講ずべきである。さもなくば、将来病人が溢出し、反つて医療扶助の必要を増大せしめるだけである。

また、二収の保護について、代替地各々の条件につける行政府の政策は生活保護の本質から見て、当を得たものではないと思われ、二収(八)

すべての条件を本件から切り離し、生活保護法に基く生活保護を志望に執
行すべきである。

(九)

土地接收部落生徒実状調査(伊江小各校)

1. 各区别児童について

区別	在籍人数	土地接收地児童			
			100%	100% 50%	50% 以下
東江上	172	0	0	0	1
東江前	139	0	0	0	0
阿良	109	0	0	0	0
西江上	124	0	0	0	3
西江前	114	0	0	0	0
川平	182	0	0	0	0
真謝	47	7	18	5	10
西崎	118	0	21	20	19
計	1005	7	39	25	33

2. 各区别出席状況

区別	前年度出席者				本年度出席者			
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
東江上	93.90	98.19	99.29	99.11	98.92	99.72	99.77	98.58
東江前	97.54	98.89	99.32	99.16	99.71	99.73	99.68	99.66
阿良	94.33	98.85	99.54	99.71	99.02	99.39	98.74	99.53
西江上	95.30	97.03	97.98	98.16	98.73	98.73	97.84	95.20
西江前	97.46	97.95	98.76	99.71	99.67	99.33	99.65	99.36
川平	96.70	97.10	97.34	97.70	99.30	98.53	98.09	97.83
真謝	89.05	94.37	93.94	96.15	94.50	89.91	87.68	92.62
西崎	93.44	94.38	92.30	97.35	98.59	94.03	96.75	93.47

※個人別の立退児童については別紙

3. 学用品調査

A. 全校及び両部落で教育扶助を受けている児童数

区別	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎	計
児童数	11	9	10	7	2	12	3	6	60

B. 教育扶助を受けていない児童中学用品が不足している数

	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎	計
教科書	36	27	24	26	26	31	40	29	
帳面	27	21	29	19	19	15	28	27	
鉛筆	0	0	0	0	0	0	0	0	
消ゴム	11	8	12	4	7	9	11	13	
筆入	8	6	4	5	3	2	9	7	
クレヨン	3	4	7	2	1	1	7	4	
靴									
その他									

C. 教科書貸与児童数の部落別調査

	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎	計
貸与児童数	11	9	10	7	2	13	3	6	
貸与していない児童数	12	9	8	8	4	9	33	12	

D. 児童体重調査

区別	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎	
増加量	0.47	0.61	0.42	0.3	0.2	0.81	0.2	0.54	

註単位はkg

5. 服装その他の状況について

各校における服装は、一見特に見方があるということはないが着替が不十分なために、雨に濡れると欠席する場合があります。家庭に於ては祖襟をまとめている状態である。

6. 弁当持参状況

A 通学距離が遠い関係で他の児童が弁当を持参しないときでも立退以前は弁当を持参していたが四月中旬以降は殆んど持参しない。最近援護金食糧支給が来たので弁当持参するようになった。

B おかずは殆んど持参しない。持参するものは塩か生味噌程度で野菜に塩をきいた料理が最上のものである。

7. 学習の問題

毎月国語算数のテストを実施しているが各区別の成績は次のとおりである。

国語算数の平均点

	東江上	東江前	阿良	西江上	西江前	川平	真謝	西崎
前年度	63.7	63.85	59.25	65.35	73.1	62	55.8	59.25
本年四月	64	62	65.5	66.5	65.5	63	63.5	52
"五月	64	65	66.5	58.5	58	61	70	55
"六月	60	62	63.0	54.0	57.5	54.5	54	54
"七月	62	63.5	65.5	53.5	55.5	56.5	55	46

文見児童共学内の必要性を痛感し、百難を排して勉強を促さなければいけないという意欲が高まっているが前年度に比して向上している。早急の解決が図られているため最近の成績が低下しているのは憂慮すべき問題である。

8. 児童父母の各校に対する態度

教育に対しては熱心であり、協力的であるがPTA費、学用品代等は殆んど納入出来ない。最近に至っては子供の教育に對しては考えることが出来ないといったよう、憂慮すべき事態がある。

9. 教師は子どもの問題に対し児童にどのような指導をしているか。

A. 土地問題は真謝西崎両みの問題でよく全住民の問題であるから全住民が協力しなくてはならない。

B. みんなで協力して困っているお友達を助けて行こう。募金をして学用品代に充てる。

C. 苦しかったからといって決して感情的に当たったりして間違った考えを越してはならない。各校には無理して出て来て勉強を促す。

D. 近日常にするとよい方法が講べられるだろうから希望を以て勉強を促す。

10. 他部落の児童は両部落の児童にどのような態度をとっているか。

A 同情的で親切である。弁当を持参しない友達にはみんなでお分けあう。

B 教科書代はみんな他部落の児童が支払っている。

11. 各校における児童の精神上とんぶ影響が現われているか。各校における交友関係や行動面においては、特に大きな変化は見られないが、作文等の中には疏未親善についても憂慮すべき考を考えているのではあるかと思われようである。

土地接收部落の生徒実状調査(伊波中学校)

1. 学校において児童生徒の精神上とんぶ影響が現れ
 始めているか

1. 作文中に反米的な思想が現れている。

2. 勉学に熱心にあつた。

2. 児童生徒の父兄の学校に対する態度

1. 各内の重要性を深く認識す

3. 他部落の児童生徒は接收部落の生徒にどのような態度
 を示しているか。

1. 生徒會を中心として自主的に物心良面から援助している。

4. 土着学校への進学状況

1. 真謝と進学希望者三人は土地接收にお進学を希望
 するの止むを得ない。

5. 真謝西崎西部落の生徒の弁当について

1. 弁当は平均四五箇程度 ウドン、ソーメン等、副食を
 持参するものが多く、持参者はミソ、ラッキョウ等のわすかのお
 かあである。

2. 中食を持たない生徒は平均三、四人程度であり持参
 しない場合は早退している。

6. 児童生徒の体位について

1. 生徒の体位は著しい変化は認めないが、時々腹痛
 や発熱もあつた生徒が見受けられる。

2. 顔、顔色もとろえ、明朗性欠く。

八 六月二十九日 レントゲン撮映を実施する

(5)	土地接收部落の生徒欠席状況比較表						
区名	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
川手	95.80	96.48	96.48	98.39	97.79	96.59	94.62
真謝	95.04	96.38	95.38	95.32	86.76	89.89	73.56
西崎	92.38	94.53	93.43	91.54	76.53	76.21	70.47

備考：以上の表から眺めて土地問題が生徒に及ぼす
 影響は大きいので早期に解決して頂きたい。
 武装兵による強迫や、子もや、食糧で困らして手を挙げさせ
 るようとするような非神士的の措置はとらぬいであつて平和
 的の解決の方向はふいものお互いに人権を認め合つて
 の交渉をすれば解決は早くすると思う。つまりアタクカイ最
 持では大事に土地の問題の解決は無理だと思ふ。